新たな在留管理制度・外国人住民基本台帳制度に関する各市区町村に対する アンケート結果をふまえての意見書

東京弁護士会会長斎藤義房

当会は、本年7月9日に予定されている新たな在留管理制度(以下「新在管制度」という) 及び外国人住民の住民基本台帳制度(以下「新住基制度」といい、併せて「新制度」ともい う。)の導入¹に当たり、各市区町村及び国に対し、以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

1 外国人住民の住民基本台帳制度の対象外となる外国人が一定の行政サービスの提供を受けられること及び新制度によっても変更がないことの周知徹底について

- (1) 各市区町村においては、非正規滞在者や在留資格「短期滞在」等の新住基制度の対象外となる外国人(以下「新住基制度対象外外国人」という。)²についても、公立の義務教育諸学校への就学、就学案内の送付等の教育関連や母子健康手帳の交付等の医療関連の一定の行政サービスの提供が受けられること及び新制度によってもこの取扱いに変更がないことについて、行政サービスを担当する各部署に周知徹底すべきである。
- (2) 政府においては、新住基制度対象外外国人が引き続き前記の行政サービスの提供が受けられるようにするため、新住基制度対象外外国人が前記の行政サービスの提供が受けられること及び新制度によってもこの取扱いに変更がないことの周知徹底について、各市区町村に対して必要な措置を講ずべきである。

2 新住基制度対象外国人の情報把握等について

(1) 各市区町村においては、新住基制度対象外外国人について、従前提供が受けられていた行政サービスを引き続き受けられるようにするため、行政サービスを担当する各部署に

¹ 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(以下「入管特例法」といい、入管法と併せて「入管法等」という。)の一部を改正する法律(以下「入管法等一部改正法」という。)並びに住民基本台帳法(以下「住基法」という。)の一部を改正する法律(以下「住基法一部改正法」という。)による。

² 住基法一部改正法による改正後の住基法(以下「改正住基法」という。)30条の45によれば、日本の国籍を有しない者のうち住民基本台帳の対象となるのは、①中長期在留者、②特別永住者、③一時庇護上陸許可者又は仮滞在許可者、④出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である。なお、これらの者のうち、入管法等一部改正法による改正後の入管法(以下「改正入管法」という。)19条の3によれば、中長期在留者には「在留カード」が交付され、同改正法による改正後の入管特例法(以下「改正入管特例法」という。)7条によれば、特別永住者には「特別永住者証明書」が交付される。これに対し、①非正規滞在者、②在留資格「短期滞在」を有する者、③3月以下の在留期間を決定された者は、住民基本台帳の対象外となる。

おいて、住民登録外などとしてこれらの者の情報を把握し、記録を適正に管理すべきである。

(2) 政府においては、新住基制度対象外外国人が行政サービスを受けられることとなるようにするとともに、各自治体の事務的な負担の増大をできる限り抑制すべきであるとの観点から、これらの者に関する記録の適正な管理の在り方についての検討に基づき、必要な措置を講ずべきである。

3 教育関連の行政サービスの提供について

- (1) 各市区町村においては、新住基制度対象外外国人の子どもについても、公立の義務教育諸学校への就学や就学案内の送付等の教育関連の行政サービスが引き続き受けられるようにするため、申告、賃貸者契約書、公共料金の領収書、自宅の訪問等の方法によって居住の実態を確認し、これらの行政サービスを提供できるようにすべきである。
- (2) 政府においては、新住基制度対象外外国人の子どもが引き続き教育関連の行政サービスを受けられるようにするとともに、各自治体の事務的な負担の増大をできる限り抑えるため、新住基制度対象外外国人に関する記録の適正な管理のために必要な措置を講ずべきである。

4 医療関連の行政サービスの提供について

- (1) 各市区町村においては、新住基制度対象外外国人についても、母子健康手帳の交付等の医療関連の行政サービスが引き続き受けられるようにするため、申告等の方法によって居住の実態を確認し、これらの行政サービスを提供できるようにすべきである。
- (2) 政府においては、新住基制度対象外外国人が引き続き医療関連の行政サービスを受けられるようにするとともに、各自治体の事務的な負担の増大をできる限り抑えるため、新住基制度対象外外国人に関する記録の適正な管理のために必要な措置を講ずべきである。

5 国民年金制度について

- (1) 各市区町村においては、中長期滞在の外国人が在留資格「短期滞在」や在留期間3か月以下の在留資格に変更になった場合であっても、申告等の方法によって住所の要件を認定し、国民年金への加入が継続できるようにすべきである。
- (2) 政府においては、中長期滞在の外国人が在留資格「短期滞在」や在留期間3か月以下の在留資格に変更になった場合であっても、各市区町村が申告等の方法によって住所の要件が認定できるよう必要な措置を講ずべきである。

6 転出届、配偶者との離婚・死別の届出及び在留資格の取消制度の広報について

- (1) 各市区町村においては、チラシやパンフレットの作成、窓口での説明、広報誌やホームページへの掲載等の方法により、住居を変更する外国人住民に対し、転出届を行う必要があること、配偶者との離婚・死別の届出を入国管理局で行う必要があること、住居地の届出を怠った場合は在留資格の取消しの対象となることについて、可能な限り多言語による広報に引き続き努められたい。
- (2) 政府においては、チラシやパンフレットの作成、ホームページへの掲載等のほか、関

係省庁間の調整を行うことにより、外国人住民に対し、これらの転出届、配偶者との離婚・ 死別の届出及び在留資格の取消制度等の広報に努めるとともに、市区町村がこれらの広報 を円滑に行うことができるよう必要な措置を講ずべきである。

意見の理由

第1 はじめに

当会は、本年7月9日、現行の外国人登録制度は廃止され(以下「現行制度」という。)、新制度の導入が予定されていることから、これが外国人に対する行政サービスの提供のどのような影響をもたらすか、また、市区町村においてどのような検討がされているかといった実態を把握すること等を目的として、2011年10月、東京都内の全市区町村(以下「各市区町村」という。)に対し、アンケート(以下「本件アンケート」という。)を実施した。

本件のアンケート結果(以下「本件アンケート結果」という。)については、当会の2012年3月15日付け「新たな在留管理制度・外国人住民の住民基本台帳制度に関する各市区町村に対するアンケート結果について(報告)」をもって公表したところであるが、以下のとおり、外国人の権利保護の観点から懸念される問題点があることから、意見を述べるものである。

第 2 新住基制度対象外外国人への行政サービスの提供及び新制度によっても変更がない ことの周知徹底について

1 本件アンケート結果の概要

本件アンケートにおいては、公立の義務教育諸学校への就学等の教育関連や、母子健康手帳の交付等の医療関連の一定の行政サービスについては、在留資格や外国人登録の有無にかかわらず、外国人が各市区町村において提供を受けられることを前提として、新制度の導入により、これらの行政サービスの新住基制度対象外外国人への提供にどのような不都合が生じるかを調査した。

しかし、本件アンケート結果によれば、本来、非正規滞在者などの新住基制度対象外外国人も受けられるはずの教育関連の行政サービスの提供について、ごく一部の自治体ではあるものの、そもそも、非正規滞在者又は外国人登録のない子どもに公立の義務教育諸学校への就学を認めないことを前提とする回答があった。

また、同様に、本来、非正規滞在者などの新住基制度対象外外国人も受けられるはずの医療関連の行政サービスの提供についても、その一部又は全部について、そもそも、非正規滞在者又は外国人登録のない外国人に提供することはできないことを前提とする回答があった。

2 問題点

しかし、外国人の子どもの教育については、社会権規約 13 条、子どもの権利条約 28 条等により、在留資格及び外国人登録の有無にかかわらず、すべての子どもに認められるべきところ、2011 年 12 月 16 日付け内閣総理大臣答弁書³においても、「我が国の公立の義務教育諸学校においては、在留資格の有無を問わず、就学を希望する外国人児童生徒を日本人児童生徒と同様に無償で受け入れることとしている」としている。

³ 平成23年12月16日付け内閣総理大臣野田佳彦の衆議院議員阿部知子提出国際的な人権諸条約の締結及び実施、ならびに外国人の年金や教育等に関する質問に対する答弁書

また、外国人の医療についても、2000 年 4 月 28 日付け内閣総理大臣答弁書⁴によれば、少なくとも、児童福祉法 22 条における入院助産制度、母子保健法 20 条における未熟児に対する養育医療制度、旧児童福祉法 20 条における障害児に対する育成医療、母子保健法 16 条における母子健康手帳の交付及び予防接種法 3 条における定期予防接種について、在留資格及び外国人登録にかかわらず、これらを受け得るものとされているほか、結核予防法における健康診断、予防接種及び医療についても、同様の取扱いがされている。

そして、これらの非正規滞在者などの新住基制度対象外外国人が受けることのできる行政サービスについては、前記の 2011 年 12 月 16 日付け内閣総理大臣答弁書や入管法等一部改正法及び住基法一部改正法の国会審議における政府答弁によれば、新制度によっても変更がないとされている。例えば、2009 年 6 月 19 日衆議院法務委員会において、森英介法務大臣は、「今回の法改正によって直ちに今まで受けられていた行政サービスが受けられなくなるというものではなく、不法滞在者が受けられる行政サービスの範囲は、法改正後も基本的に変更がないものと理解しております」と述べている。

このように、新住基制度対象外外国人についても、公立の義務教育諸学校への就学、就学案内の送付等の教育関連や、母子健康手帳の交付等の医療関連の一定の行政サービスの提供が受けられることは明らかであるところ、それにもかかわらず、必ずしもすべての自治体においてこれに沿った取扱いが実施されていないことが判明したものであり、このような現状は、外国人の権利保護の観点から問題であるといわざるを得ない。

3 結論

以上の問題点をふまえ、市区町村においては、新住基制度対象外外国人についても、公立の義務教育諸学校への就学、就学案内の送付等の教育関連や母子健康手帳の交付等の医療関連の一定の行政サービスの提供が受けられることをあらためて確認するとともに、新制度によってもこの取扱いに変更がないことについて、行政サービスを担当する各部署に周知徹底すべきである。

また、政府においては、新住基制度対象外外国人が引き続き前記の行政サービスの提供が受けられるようにするため、新住基制度対象外外国人が前記の行政サービスの提供が受けられること及び新制度によってもこの取扱いに変更がないことの周知徹底について、各市区町村に対して必要な措置を講ずべきである。

第3 新住基制度対象外外国人の情報把握等について

1 本アンケート結果の概要

新住基制度対象外外国人については、新制度により、当該市区町村内に生活の本拠を有している場合であっても、住民基本台帳制度の対象から除外されるため、従前は受けられた行政サービスが受けられなくなるおそれがあることから、本アンケートにおいては、各市区町村がこのような外国人の情報を継続して把握するための方策や、非正規滞在者の記録の管理に関する方策を予定ないし検討しているかどうかを調査した。

本アンケート結果によれば、上記のような方策を予定していると回答した自治体は2自治体であり、20自治体が検討中との回答であったが、35自治体が予定していないとのことで

⁴ 平成 12 年 4 月 28 日付け内閣総理大臣森喜朗の参議院議員大脇雅子提出外国人の医療と福祉に関する質問に対する答弁書

あった。

また、予定している又は検討中と回答した自治体については、16 自治体が行政サービスを担当する各部署において、住民登録外として情報把握の方策を検討しているとのことであり、一元的に情報を把握するのではなく、行政サービスの提供が必要となる各部署毎に方策を検討していることが判明した。

さらに、改正住基法附則 23 条のとおり、政府が必要な措置を講ずべきであるという意見 や、政府の動向を待っているという意見もあり、情報把握の必要性を認めながらも、具体的 な対応を決めかねている状況も見られた。

2 問題点

新住基制度対象外外国人については、新制度の導入以後も、公立の義務教育諸学校への就学、就学案内の送付等の教育関連や母子健康手帳の交付等の医療関連の一定の行政サービスの提供が受けられることになるが、住民基本台帳制度の対象から除外されることから、行政サービスを提供する自治体が必要な情報を得ることができず、事実上行政サービスが受けられなくなるおそれがある。

そこで、新住基制度対象外外国人が、引き続き、上記のような行政サービスを受けられるようにするためには、住民基本台帳制度以外の方策によって必要な情報を把握し、記録を管理することが必要不可欠である。改正住基法附則 23 条においても、政府は、新住基制度対象外外国人について、「なおその者が行政上の便益を受けられるようにするとの観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」としていたところである。

しかし、本アンケート結果によれば、政府において、各自治体に対し、上記のような必要な措置を必ずしも講じておらず、その結果、各自治体の検討に事実上委ねられていることが判明した。また、各自治体における新住基制度対象外外国人の情報把握の方策の予定又は検討の状況についても、22 自治体がこのような方策を予定又は検討している一方、35 自治体が全く予定しておらず、自治体毎に大きな違いが生じていることも判明した。

このような現状は、各自治体における新住基制度対象外外国人の情報の把握の程度に大きな違いをもたらすことになりかねず、ひいては、これらの外国人に対する行政サービスの提供自体についても、自治体毎の格差を生じさせることになりかねない。

3 結論

以上のとおりであるから、各市区町村においては、新住基制度対象外外国人について、従前提供が受けられていた行政サービスを引き続き受けられるようにするため、行政サービスを担当する各部署において、住民登録外などとしてこれらの者の情報を把握し、記録を適正に管理すべきである。

また、政府においては、改正住基法附則 23 条にしたがって、新制度の導入以後も、新住 基制度対象外外国人が引き続き行政サービスを受けられることとなるようにするとの観 点から、これらの者に関する記録の適正な管理の在り方についての検討に基づき、必要な 措置を講ずべきである。

第4 教育関連の行政サービスの提供について

1 本アンケート結果の概要

新住基制度対象外外国人の子どもについては、現行制度が廃止される一方、新制度によって住民基本台帳制度の対象から除外されることから、従前は受けられた就学案内の送付等の教育関連の行政サービスが受けられなくなるおそれがあるため、本アンケートにおいては、現行制度における外国人登録外の外国人の子どもに対するこれらの行政サービスの提供の状況及び新制度の導入後にどのような不都合が生じることが予想されるかを調査した。

本アンケート結果によれば、現行制度において、38 自治体から外国人登録外であるとしてもこのような行政サービスの提供が可能との回答がある一方、17 自治体がこのような行政サービスの提供はできないとのことであった。可能と回答した自治体からは、賃貸借契約書、公共料金領収書、訪問などによって居住実態を把握しているとの回答があった。他方、不可と回答した自治体においては、居住確認ができないからという理由であった。

また、新制度の導入後に生じることが予想される不都合については、19 自治体から住民登録外の場合は本人の申出がない限り就学案内の送付が困難になるという回答があったほか、居住地の把握に時間がかかるために就学が遅れる可能性があり、また、事務が煩雑化するという回答もあった。他方、現行制度でも居住実態で判断していることから、不都合はないと回答した自治体もあった。

2 問題点

前記のとおり、新住基制度対象外外国人の子どもについて、新制度の導入以後も、公立の 義務教育諸学校への就学、就学案内の送付等の教育関連の行政サービスの提供が受けられる ことは明らかであるところ、前記の 2011 年 12 月 16 日付け内閣総理大臣答弁書においても、 「各都道府県教育委員会等に対して通知を発出し、外国人児童生徒が公立の義務教育諸学校 への就学の機会を逸することのないよう、外国人児童生徒の受入体制の整備や就学案内の徹 底を図るよう周知を行っているところである。この方針は、新たな在留管理制度の導入後も 変わるものではな」いとされている。

しかし、本アンケート結果によれば、現行制度においても、17 自治体が居住確認ができないという理由により、外国人登録外の場合は就学案内の送付等ができないと判断していることが判明した。また、新制度の導入後においては、19 自治体が本人の申出がない限り就学案内の送付が困難になると予想しており、新住基制度対象外外国人の子どもが住民基本台帳制度の対象から除外されることによって、行政サービスの提供に支障を来たすおそれがあることが判明した。

他方、現行制度で就学案内の送付等が可能と回答した自治体においても、外国人登録外の場合は、賃貸借契約書、公共料金領収書、訪問などによって居住実態を把握している状況にあることが判明した。また、新制度の導入後においては、新住基制度対象外外国人の子どもが住民基本台帳制度の対象から除外されることによって、居住地の把握に時間がかかったり、事務が煩雑化したりするなどの不都合が生じるおそれがあることが判明した。

このような状況に照らせば、新制度の導入により、就学案内の送付等の教育関連の行政サービスが提供されない場合が生じ得ることが予想されるものであり、新住基制度対象外外国人の子どもの教育を受ける権利が損なわれるおそれがある。

3 結論

以上の問題点に鑑み、各市区町村においては、新住基制度対象外外国人の子どもについても、公立の義務教育諸学校への就学や就学案内の送付等の教育関連の行政サービスが引

き続き受けられるようにするため、保護者からの申告、賃貸者契約書、公共料金の領収書、 自宅の訪問等の方法によって居住の実態を確認し、これらの行政サービスを提供できるよ うにすべきである。

また、政府においても、前記の 2011 年 12 月 16 日付け内閣総理大臣答弁書をふまえ、新住基制度対象外外国人の子どもが引き続き教育関連の行政サービスを受けられるようにするとともに、各自治体の事務的な負担の増大をできる限り抑えるため、新住基制度対象外外国人に関する記録の適正な管理のために必要な措置を講ずべきである。

第5 医療関連の行政サービスの提供について

1 本アンケート結果の概要

新住基制度対象外外国人については、現行制度が廃止される一方、新制度によって住民基本台帳制度の対象から除外されることから、従前は受けられた母子健康手帳の交付等の医療関連の行政サービスが受けられなくなるおそれがあるため、本アンケートにおいては、現行制度における外国人登録外の外国人に対するこれらの行政サービスの提供の状況及び新制度の導入後にどのような不都合が生じることが予想されるかを調査した。

本アンケート結果によれば、在留資格及び外国人登録の有無にかかわらず、自治体が外国人に提供することが可能とされている母子健康手帳の交付等の医療関連の行政サービスであっても、その一部又は全部について、外国人登録外の外国人に提供することはできないとの回答があった。少なくとも一部は可能とした26自治体からは、本人からの申告、賃貸借契約書、公共料金の領収書、自宅の訪問等によって住民であることを確認しているとの回答があった。

また、新制度の導入後に予想される不都合については、30 自治体から不都合が生じるとの回答があり、その主なものとしては、新住基制度対象外外国人の取扱いに関し、①公的な身分証明がなくなることから、現行制度において認められている医療関連の行政サービスの提供が困難になる、②不安定な地位に置かれることになり、行政の観点からは居住確認のための事務量が増大することが懸念される、③医療関連の行政サービスに関する各種の通知の発送ができなくなることが懸念されるといったものがあった。

2 問題点

前記のとおり、新住基制度対象外外国人についても、少なくとも、入院助産制度、養育医療制度、障害児に対する育成医療、母子健康手帳の交付及び定期予防接種の医療関連の行政サービスについて、在留資格及び外国人登録にかかわらず、これらを受け得るものとされており、また、結核予防に関する健康診断、予防接種及び医療についても、同様の取扱いがされている。

しかし、本アンケート結果によれば、現行制度においても、これらの医療関連の行政サービスの一部又は全部について、外国人登録外の外国人に必ずしも提供されていないことが判明した。また、新制度の導入以後においては、現行制度において提供されている医療関連の行政サービスの提供についても、さらに困難になると予想されていることが判明した。

他方、現行制度のもとで少なくとも一部は可能とした自治体においては、本人からの申告、 賃貸借契約書、公共料金の領収書、自宅の訪問等によって住民であることを確認していたが、 新制度の導入以後は、新住基制度対象外外国人が住民基本台帳制度の対象から除外されるこ とにより、居住確認のための事務量が増大したり、各種の通知の発送ができなくなることが 懸念されていることも判明した。

上記の現状によれば、現行制度においても、必ずしも外国人登録外の外国人に十分に提供 されていない本来は受けられるべき医療関連の行政サービスの提供が、新制度の導入によっ てさらに受けることが困難になることが予想される。

3 結論

以上のことから、各市区町村においては、新住基制度対象外外国人についても、母子健康手帳の交付等の医療関連の行政サービスが引き続き受けられるようにするため、本人からの申告、賃貸借契約書、公共料金の領収書、自宅の訪問等の方法によって居住の実態を確認し、これらの行政サービスを提供できるようにすべきである。

また、政府においては、新住基制度対象外外国人が引き続き医療関連の行政サービスを受けられるようにするとともに、各自治体の事務的な負担の増大をできる限り抑えるため、新住基制度対象外外国人に関する記録の適正な管理のために必要な措置を講ずべきである。

第6 国民年金制度について

1 本アンケート結果の概要

新制度のもとでは、中長期在留者が在留資格「短期滞在」や在留期間3か月以下の在留資格に変更になった場合であっても、新住基制度の対象外となって住民票が消除されることになるところ、国民年金制度との関係では、このような場合の取扱いが実務的に主な問題となることが予想されることから、本アンケートにおいては、上記のような場合において、現行制度における取扱い及び新制度の導入後の取扱いの予定を調査した。

本アンケート結果によれば、現行制度のもとでは、中長期在留者が在留資格「短期滞在」 や在留期間 3 か月以下の在留資格に変更になったとしても、29 自治体が脱退の手続を行う ことなく、国民年金に継続して加入する取扱いになっていると回答した。

これに対し、新制度のもとでは、上記のような場合について、40 自治体から、新住基制度の対象外となって住民票が消除される結果、国民年金に継続して加入することはできないとの回答があったほか、5 自治体から政府の動向を見守っているとの回答があった。

2 問題点

国民年金法上、外国人が「日本国内に住所を有するに至ったとき」(同法8条2号)には、 国民年金に加入する義務が生じるところ、現行制度のもとでは、中長期在留者が在留資格「短期滞在」や在留期間3か月以下の在留資格に変更になった場合であっても、外国人登録がされている場合には、日本国内に住所を有するものとして国民年金に継続して加入する取扱いとされている。

しかし、本アンケート結果によれば、新制度の導入以後は、このような場合であっても、 40 自治体において、新住基制度の対象外となって住民票が消除される結果、国民年金に継 続して加入することはできないと予想されていることが判明した。

もっとも、実務的には、中長期在留者が在留資格「短期滞在」や在留期間3か月以下の在 留資格に変更になる場合としては、在留期間の更新の申請の資料に軽微な不備があった場合 のほか、在留資格「日本人の配偶者等」であって配偶者と離婚調停をしている場合などがあ るものであって、在留資格「短期滞在」や在留期間3か月以下の在留資格に変更されたとし ても、その後に在留資格の変更の申請をすることによって、再度中長期在留者となる場合も しばしば見受けられる。

このような場合には、外国人の居住実態は何ら変更がないものであって、にもかかわらず、 在留資格「短期滞在」や在留期間3か月以下の在留資格に変更されたことのみをもって国民 年金から脱退するものとすることは、中長期にわたって日本に滞在している外国人の地位を 著しく不安定にすることになりかねない。

3 結論

したがって、各市区町村においては、中長期滞在の外国人が在留資格「短期滞在」や在留期間 3 か月以下の在留資格に変更になった場合であっても、申告等の方法によって住所の要件を認定し、国民年金への加入が継続できるようにすべきである。

また、政府においては、中長期滞在の外国人が在留資格「短期滞在」や在留期間 3 か月以下の在留資格に変更になった場合であっても、各市区町村が申告等の方法によって住所の要件が認定できるよう必要な措置を講ずべきである。

第 7 転出届、配偶者との離婚・死別の届出及び在留資格の取消制度の広報について 1 本アンケート結果の概要

新制度のもとでは、新住基制度の対象となる外国人が住居を変更する場合、各市区町村において転出届を行う必要があるほか、改正入管法により、配偶者の身分に基づく在留資格を有する外国人については、配偶者との離婚・死別の場合に入国管理局に届出を行う義務があり、また、住居地の届出を怠った場合などに在留資格の取消しの対象となるなど、外国人に対して新たに届出義務を課していることから、本アンケートにおいては、各市区町村における広報の予定や内容等について調査した。

本アンケート結果によれば、転出届については、50 自治体が何らかの形式による広報をすでに実施しているか又は予定しており、具体的な方法としては、チラシやパンフレットの作成、窓口での説明、広報誌やホームページへの掲載等のほか、コールセンターの設置などの独自の工夫をする自治体もあった。また、多言語対応についても、14 自治体が検討を予定しており、9 自治体が日本語・英語・中国語・韓国語の 4 か国語で対応するとしていた。他方、新制度の導入によって予想される不都合としては、16 自治体が転出届を提出せずに転入届を行う外国人が多数生じることを挙げていたほか、政府による広報を求める意見も見られた。

また、配偶者との離婚・死別の届出については、15 自治体がパンフレットや窓口での説明などによって広報を予定しており、31 自治体が広報を検討中とのことであった。他方、予想される不都合については、届出義務を知らない外国人が届出を怠ることが挙げられており、法務省の戸籍関係を担当する民事局と入管関係を担当する入国管理局との連携が弱いため、運用の方法が定まらないことを指摘する自治体もあった。

これらの届出を怠った場合などの在留資格取消制度については、15 自治体がパンフレットやホームページなどによって広報を予定しており、31 自治体が広報を検討中とのことであった。他方、予想される不都合としては、外国人に対する周知の不足が挙げられており、法務省から各自治体に対する情報提供の不足や法務省と総務省の間の連携・調整の不足を指摘する自治体もあった。

2 問題点

前記のとおり、新制度のもとでは、新住基制度の対象となる外国人が住居を変更する場合、改正住基法により、現行の外国人登録制度とは異なり、各市区町村における転出届を行う必要がある(改正住基法 30条の45、24条)。また、改正入管法のもとでは、在留資格「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「家族滞在」といった配偶者としての身分に基づく在留資格を有する外国人については、配偶者との離婚・死別の場合に14日以内に法務大臣に対する届出が義務付けられている(改正入管法19条の16)。さらに、住居地の届出を90日以上にわたって怠ったなどの場合には、新たに在留資格の取消しの対象となるものとされている(改正入管法22条の4)。

しかし、これらの新たな義務について、外国人に対して十分周知が行われない場合、各自 治体の窓口における混乱が生じることが予想されるほか、これらの届出を怠った場合には在 留資格の取消しの対象となることと相まって、外国人の地位を非常に不安定にさせるおそれ があるものであって、新制度の導入に当たり、外国人に対する十分な広報が必要不可欠であ ることは言うまでもない。

本アンケートの結果によれば、転出届については、ほとんどの自治体において、チラシやパンフレットの作成、窓口での説明、広報誌やホームページへの掲載等の広報がされているほか、配偶者との離婚・死別の届出や在留資格取消制度についても、多くの自治体が広報を予定又は検討している状況にあることが判明した。

もっとも、多言語対応については、9 自治体が日本語・英語・中国語・韓国語の4 か国語で対応することを予定していたものの、検討を予定していたのは14 自治体にとどまっていることが判明した。また、政府との関係では、法務省から各自治体に対する情報提供の不足や、法務省内の各局又は法務省と総務省の間の連携・調整の不足を指摘する意見もあることが判明した。

3 結論

以上のアンケート結果をふまえ、各市区町村においては、チラシやパンフレットの作成、窓口での説明、広報誌やホームページへの掲載等の方法により、住居を変更する外国人住民に対し、転出届を行う必要があること、配偶者との離婚・死別の届出を入国管理局で行う必要があること、住居地の届出を怠った場合は在留資格の取消しの対象となることについて、可能な限り多言語による広報に引き続き努められたい。

また、政府においては、チラシやパンフレットの作成、ホームページへの掲載等のほか、関係省庁間の調整を行うことにより、外国人住民に対し、これらの転出届、配偶者との離婚・死別の届出及び在留資格の取消制度等の広報に努めるとともに、市区町村がこれらの広報を円滑に行うことができるよう必要な措置を講ずべきである。